平成２５年（フ）第１２２号
神奈川県茅ヶ崎市矢畑733番地２―402号　レクセルガーデン茅ヶ崎
債務者　尾上　裕一
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１２３号
神奈川県茅ヶ崎市矢畑733番地２―402号　レクセルガーデン茅ヶ崎
債務者　尾上　知美
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第６号
北海道帯広市西５条南12丁目17番地２　シーダーハイツ502号
債務者　小川久美子
1　決定年月日時　平成25年２月13日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月18日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２４年（フ）第１３６８号
東京都八王子市大谷町45番地都営南大谷アパート５―407
債務者　中村登美子
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月11日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第２６６７号
神奈川県藤沢市石川３丁目10番地の17　ウインビュ湘南302号室、住民票上の住所神奈川県藤沢市石川３丁目10番地の17　セント梅林館302号室
債務者　東海林　力
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１号
横浜市旭区今宿東町807番地　今宿ハイツ５棟405号
債務者　矢萩　栄俊
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１５号
静岡県浜松市南区三島町674番地の２　ティファニーナイン202号室、前住所静岡県浜松市中区龍禅寺町699番地の１
債務者　布川　旬也
1　決定年月日時　平成25年２月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月12日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第２１号
静岡県浜松市北区引佐町井伊谷3712番地の270
債務者　菅　あさ子
1　決定年月日時　平成25年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月12日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第９号
愛知県蒲郡市三谷町若宮151番地
債務者　タナベ　ミヤサト　マルコ　アントニオ
1　決定年月日時　平成25年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月10日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第３号
愛媛県大洲市徳森2413番地15
債務者　小野　里美
1　決定年月日時　平成25年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月12日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月12日午前11時
松山地方裁判所大洲支部

平成２４年（フ）第１３２号
高松市松縄町39番地20　スカール明日香103、旧住所岡山市南区新保679番地12　ジャルダン・デ・フルールⅠ101
債務者　萬浪　広幸
1　決定年月日時　平成25年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月24日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２７号
東京都小平市小川西町２丁目３番305号
債務者　下川部　泰
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月17日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第７４９号
静岡市葵区若松町114番地の２　中村ハイツ107号室
債務者　弓野　卓矢
1　決定年月日時　平成25年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月16日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２７号
静岡市葵区水見色1285番地
債務者　鈴木　栄子
1　決定年月日時　平成25年２月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月16日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３５号
静岡市葵区川合３丁目３番１号　ハイツ松浦201号、旧住所静岡市葵区大岩４丁目23番15号　コーポ石割302号
債務者　鹿毛眞由美（旧姓宮元）
1　決定年月日時　平成25年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで
5　免責審尋期日　平成25年４月16日午後３時
静岡地方裁判所民事第２部